

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和元年度	次回見直し予定	令和6年度
条 例 名	神奈川県犯罪被害者等支援条例				
条 例 番 号	平成21年神奈川県条例第3号	法 規 集	第4編第1章第6節		
所 管 室 課	くらし安全防災局 くらし安全部 くらし安全交通課				
条 例 の 概 要	<p>犯罪被害者等の受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成の促進を図り、もって安心して暮らすことができる県民生活の実現に寄与することを目的として、犯罪被害者等支援の基本となる事項等を定めている。</p>				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	<p>犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めており、本条例は、現在も必要な条例である。</p>			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	<p>本条例に基づき、犯罪被害者等支援推進計画を定めるとともに、総合的支援体制として「かながわ犯罪被害者サポートステーション」等を設置し、相談や支援の実施、人材の育成、県民の理解の増進等の取組を実施しており、条例の目的を達成するため有効に機能している。</p>			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	<p>本条例により、犯罪被害者等支援推進計画の策定が義務付けられ、基本的な支援施策が示されていることにより、多岐にわたる被害者等支援施策が総合的かつ計画的に推進され、効率的である。</p> <p>しかし、二次被害を防止する姿勢をより明確にし、支援や施策に反映させるため、改正を検討する必要がある。</p>			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合している）	<p>「かながわランドデザイン第3期実施計画」に基づき県が進める「犯罪被害者などへの支援」に寄与するものであり、県政の基本的な方針に適合したものである。</p>			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	<p>本条例は、犯罪被害者等基本法の基本理念及び第5条の規定（地方公共団体の責務）に則した内容となっており、憲法及び法令に抵触しない。</p>			
その他					
見直し結果	<p>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p> <p>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</p> <p>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</p> <p>④ 改正及び運用の改善等を検討する。</p> <p>5 廃止を検討する。</p>	<p>理 由 等</p> <p>二次被害を防止する姿勢をより明確にし、支援、施策に反映させるため、改正及び運用の改善等を検討する。</p>			